

## 碓東小学校いじめ防止基本方針

### 【いじめに対する基本的な認識】

- 1 いじめは、「当該児童に対して、一定の人間関係にある他の児童によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為で、対象になった児童が、心身の苦痛を感じているもの。なお、場所は学校の内外を問いません。」とされます。
- 2 いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 3 いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- 4 いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童・家庭・地域・関係する機関等が一体となって取り組むことにより、初めて可能となります。
- 5 子ども社会の問題は、大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

### 【いじめの防止に向けた取組】

- 1 学校における取組
  - (1) 児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。
  - (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営・学級経営等は、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。
  - (3) 校長は「学校におけるいじめ防止プログラム」を踏まえ、年度当初に「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。
  - (4) 「いじめ防止推進委員会（兼：生徒指導委員会）」を中心に、危機意識を持って、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。
  - (5) 「いじめ防止推進委員会（兼：生徒指導委員会）」の生徒指導主任・特別活動主任が、校長の指示のもと、いじめ防止等の連絡・調整・児童会活動にあたります。
  - (6) 校長は、年度当初、いじめ根絶に向けて全職員一丸となって取り組むことを確認し、そのうえで「いじめ防止基本方針」について、保護者・地域にホームページ等を利用して説明します。
  - (7) 校長は「いじめ防止基本方針」を具現化した話を普段の朝礼等で話し、啓発に努めます。
  - (8) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
  - (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策（保護者への啓発、未然防止のための研修会の実施など）を図ります。
  - (10) いじめ防止・いじめ対策のために、職員自身も研修します。
  - (11) 児童自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。
  - (12) いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止できない児童をなくすために、確固とした自分の考えを主張できる児童を、授業改善等を通じた取組によって育成推進します。
  - (13) いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はありません。教職員が人権感覚を高め、人権尊重の態度で児童の指導にあたります。
  - (14) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組みます。

- 2 家庭への働きかけ
  - (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。保護者に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うように呼びかけます。また、保護者に対して本校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう呼びかけます。
  - (2) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に担任や学校に連絡・相談するよう呼びかけます。また、普段から相談しやすい雰囲気醸し出すように努めます。
- 3 関係機関への働きかけ
  - (1) 児童の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等と連携して、いじめの防止等のための取組を推進します。
- 4 地域への働きかけ
  - (1) いじめは校外においても行われることであり、登下校時中などをはじめ、育成会行事等の中で、地域として児童を温かく見守っていただき、そうした中で指導していただくとともに、気になることは学校へ即連絡くださるよう、協力を呼びかけます。

### 【いじめへの対処に関する方針】

- 1 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと、対応の充実を図ります。
- 2 いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。
- 3 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。
- 4 在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、2時間以内に（その日のうちに）管理職・生徒指導主任・学年主任が情報を共有し、72時間以内に聞き取り調査及び組織的な対応をします。
- 5 いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するために、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行うとともに、いじめを受けた児童の心のケアやその保護者に対する支援をも誠意をもって行います。
- 6 いじめを行った児童については、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがあります。
- 7 いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。
- 8 校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。
- 9 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させます。

### 【重大事態への対処】

- 1 いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、調査委員会をつくり、速やかに調査を行います。
- 2 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。

### 【取組の評価・検証】

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告します。